

第76回全国株懇連合会定時会員総会第2分科会審議事項

## 株式・株主管理の実務

大阪株式懇談会

はじめに（提案の趣旨）	1
I 株式・株主管理の実務対応等（コスト削減の観点から）	2
1. 総説（株式・株主管理とは）	2
(1) 株式事務を巡る法規制	2
(2) 現状の株式事務	3
(3) 主な株式事務の課題	4
2. 単元未満株主	5
(1) 概要	5
(2) 単位株制度の創設と過渡的措置の不全化	5
(3) 永続的制度である単元株制度の創設	7
(4) 株券電子化	8
(5) 行動計画と単元株式数の100株への集約	8
(6) 単元集約後の単元未満株式と単元未満株主の状況	13
(7) 単元未満株主数の現状と今後	13
(8) 残された課題と提案	17
3. 特別口座	20
(1) 概要	20
(2) 特別口座の開設	21
(3) 特別口座における制限	24
(4) 特別口座から一般口座への振替手続	25
(5) 特別口座の失念救済	27
(6) 特別口座の移管	27
(7) 特別口座の管理のあり方と提案	27
4. 所在不明株主	30
(1) 概要	30
(2) 所在不明株主への通知・催告の省略	30
(3) 所在不明株主の株式売却制度	31
5. 失念株主	35
(1) 経緯	35
(2) 失念救済手続	36
(3) 失念救済した場合における過去の配当金の取扱い	38
(4) その他	39
6. その他	39
(1) 自己株式の管理	39
(2) 資本政策と株式	44

(3) その他コスト削減の観点からみた株式実務 .....	46
II 政策保有株式 .....	48
1. 概要 .....	48
(1) 政策保有株式とは .....	48
(2) 政策保有株式の保有目的（上場会社側の視点） .....	48
(3) 政策保有株式の問題点（株主・投資家側の視点） .....	48
(4) 政策保有株式に関する開示の規律の強化 .....	48
(5) 政策保有株式に関する議決権行使助言会社の議決権行使助言方針の動向 .....	52
(6) 政策保有株式に関する全株懇調査結果 .....	52
2. 縮減等を踏まえた対応 .....	53
(1) 個人投資家対応 .....	53
(2) 持株会の諸問題 .....	56
3. その他株式実務担当者として留意すべき事項（市場区分の見直しに伴う影響） .....	57
(1) 流通株式の定義変更等による影響 .....	57
(2) コーポレートガバナンス・コードの改訂による影響 .....	59
(3) 経過措置 .....	68
【参考文献】 .....	70

[法令等の略称]

- ・ 会社法⇒法
- ・ 会社法施行規則⇒施行規則
- ・ 会社計算規則⇒計算規則
- ・ 金融商品取引法⇒金商法
- ・ 金融商品取引法施行令⇒金商法施行令
- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令⇒開示府令
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律⇒振替法
- ・ 社債、株式等の振替に関する法律施行令⇒振替法施行令
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程⇒上場規程
- ・ 東京証券取引所有価証券上場規程施行規則⇒上場規程施行規則

[文献等の略称]

- ・ 全国株懇連合会「2020年度全株懇調査報告書～株主総会等に関する実態調査集計表～」⇒全株懇調査

[制度等の略称]

- ・ 株式等振替制度⇒振替制度

[企業・団体等の略称]

- ・ 株式会社証券保管振替機構⇒ほふり

## はじめに（提案の趣旨）

株式・株主管理に係る諸制度は、幾多の立法や改正を経て、企業社会において有益に浸透、定着してきた。これにより、株式・株主管理がより合理化・簡素化される一方、定着後の制度の実務上の進展に伴い、会社にとって管理コストをはじめとする負担を強いられる局面もみられるようになってきている。他方では、そのような事柄について、株式担当者が問題の所在を意識した上で、課題を洗い出し、より合理的な対応を検討する機会は余りないと思われる。

しかしながら、会社にとって、当該負担は現在に留まらず将来に亘るものであり、とりわけ、昨今の経済情勢や企業の置かれた状況を踏まえると、株式担当者が今一度、株式・株主管理に係る諸制度の合理性や管理コスト等の負担を念頭に置きつつ、それらの根幹や課題に向き合い、将来の展望や対応を検討することは、有意義であり、取り組む価値があるものといえよう。

そこで、現在の株式・株主管理に係る諸制度の根幹と実状に触れつつ、株式担当者が諸課題に向き合い、合理的な対応を検討することの一助となるよう、株式担当者ひいては企業社会にとって有益な提案をするものである。

具体的には、単元未満株主、特別口座、所在不明株主、失念株主等について、各制度の概要と問題点、とるべき適切な措置等について論じるとともに、必要に応じ、積極的な提案も試みる。

併せて関連するトピックとして、「コーポレートガバナンス・コード」の適用後、政策保有株式の縮減がますます厳しく求められている。そのため、機関投資家や議決権行使助言会社の議決権行使基準等が厳格化している状況を踏まえた現状を概観するとともに、政策保有株式の縮減、持合い解消の動きへの対応策、さらには2022年4月に予定されている東京証券取引所の新上場区分への移行が、株式実務に与える影響等についても、概観することとしたい。

本提案書が、株式担当者の今後の取組みに寄与することができれば、望外の喜びである。